

## 【参考】 中小企業融資制度資金回答事例集

### 1 共通事項

#### (1) 貸付対象者

Q 貸付対象者とならない法人格の種類は何か。

A 財団法人、社団法人、社会福祉法人（3法人とも医業を主たる事業とする場合は貸付対象者となる。）、学校法人、宗教法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）はいずれも貸付対象者とならない。  
また、特定非営利活動法人（NPO法人）は、一部資金で貸付対象者とならない。

Q 保証対象業種と非保証対象業種の兼業者は貸付対象者となるか。

A 保証対象業種に使用される資金を調達する場合は、貸付対象者となる。

よって、設備資金については見積書等で、運転資金については取引先からの請求書等で資金の使途を特定させることが必要である。

なお、保証対象業種と農林水産業に属する業種を兼業している場合に限り、資金使途の特定ができない場合は、当該資金を売上高、販売数量等の指標によって案分する方法により、保証対象業種に係る資金を算出することができる。

Q 県外に本社（個人事業主の場合は主たる事業所）のある中小企業者の県内事業所での必要な資金は貸付対象となるか。

A 本社が県外でも、県内事業所に使うものと判断できれば、運転資金・設備資金とも貸付対象となる。  
関連して、本社が県内でも県外事業所のみを使う資金（県外事業所の設備等）は貸付対象とならない。

Q きのご生産者は貸付対象者となるか。

A 菌床栽培方式（おが屑・米ぬか等を用いてビン・袋・箱等の容器による栽培をいう。なお、おが屑などに栄養分を加えて固め、これに工場で培養した種菌を植え込んだ人工ホダ木による栽培方式も含む。）によるきのご生産であって、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要）をもって生産する事業は、製造業に該当し貸付対象者となる。

Q 非保証対象業種を営む者が保証対象業種に進出する場合、貸付対象者となるか。（例えば農業を営む者が商工業に進出する場合）

A 以下の場合に分けて考える。

① これから進出する場合  
貸付対象者とならない。

② 進出後の場合

制度融資では、「中小企業者であって、原則として県内において1年以上継続して同一事業を営んでいること」を要件としている。この場合の「事業」は、原則保証対象業種の場合に限られるが、非保証対象業種のうち農林水産業に限り、これに準じた扱いとする。したがって、1年以上継続して農林水産業を営んでいれば、保証対象業種に進出した時点から、保証対象業種に利用する資金に限り貸付対象となる。

なお、信州創生推進資金（創業支援向け）については、「個人事業を開始し又は会社若しくは中小企業団体等を設立してから5年未満のもの」を貸付対象者としているため、個人事業主の場合は非保証対象業種を行っていた期間を含め事業開始後5年未満、法人設立する場合は法人設立後5年未満の場合で、保証対象業種に利用する資金に限り貸付対象となる。

## (2) 資金使途

Q 賃借店舗で営業している中小企業者の店舗改装資金は貸付対象となるか。

A 所有者である賃貸人の資産形成となるため、貸付対象とならない。

但し、賃貸借契約書上に賃借人が費用等を負担することが盛り込まれている場合や賃借人が費用等を負担することが類推される文言（原状回復義務等）がある場合は、賃貸人の資産形成に準じた取扱いとし、貸付対象となる。

なお、契約書上で確認できない場合であっても、別の書類で上記のことが確認できる場合も貸付対象として差し支えない。

Q 金融機関のプロパー資金等の借換資金は貸付対象となるか。

A 県制度融資以外の資金の借換資金は貸付対象とならない。ただし、中小企業振興資金（協調支援枠）、経営健全化資金（新型コロナ借換向け）及び信州創生推進資金（事業承継向け）、経営改善サポート資金（再生支援強化型）に限り、保証付き融資の借換が可能

Q 商品土地購入資金は貸付対象となるか。

A 一般的に商品土地購入のための貸付金は、その土地が売却された時点で一括返済（一部売却された場合は、一部内入返済）条件となっており、制度融資に馴染まないことから、貸付対象とならない。

Q 貸付対象となる営業車の基準はどう判断すればよいか。

A 事業上の必要性から判断する。なお、乗用車（3及び5ナンバー）については、事業に必要不可欠であり、社会通念上妥当と認められるもの（タクシー事業に係る車両や介護事業者の送迎車両等）に限る。また、オプション付属品については、事業経営上必要とされる装備（カーナビ、ドライブレコーダー、スタッドレスタイヤ、安全装置等）のみ貸付対象とする。

Q 農地を取得する資金について、留意すべき点はあるか。

A 申込時までには農業委員会における農地転用・所有権移転の許可を受けている必要がある。よって、許可通知の添付が必要である。

Q 「土地・建物等」について、建築基準法第6条の規定による確認を受けた建築物とは何か。また、建築基準法第15条の規定による届出をした建築物とは何か。

A 次の建築物となる。

【建築基準法第6条の規定による確認を受けた建築物】

- ・ 病院・学校等特殊建築物で床面積の合計が200㎡を超えるもの
- ・ 木造建築物で3階建て以上、又は延面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの
- ・ 木造以外の建築物で2階建て以上、又は延面積が200㎡を超えるもの

【建築基準法第15条の規定による届出をした建築物】

- ・ 床面積の合計が10㎡を超えるもの

Q 大規模改修とはどのようなものをいうのか。

A 建築確認が必要となる主要構造部の1種以上について行う過半の修繕又は模様替えの他、建築確認が不要な場合でも、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に手を入れ、修繕又は模様替えを行い、かつ、建物として固定資産計上するものをいう。

よって、壁紙の張替え、壁の塗装、外壁の化粧工事等を単独で実施する場合は大規模改修とはいわない。

Q 設備資金の貸付期間は何を基準に設定すべきか。

A 法定耐用年数、実際に使用できると見込まれる期間及び更新の予定等を勘案し、妥当な貸付期間を設定する。

### (3) 審査・手続き

Q 申込書類は、全て印字でよいか。

A 全て印字でよい。但し、取扱金融機関の債権管理上必要であれば一部自署とすることも可能。また、県ホームページより申込書類等を出力し手書きにて作成する場合、副本は写しでも可とする。

Q 制度融資の申込みより前に建物完成あるいは機械が設置されている場合の支払資金は、貸付対象となるか。

A あらかじめ、金融機関及び信用保証協会と協議を行ったものについては、事前に契約又は着工(建物完成、機械設置等を含む)していても良いものとし、代金支払前のものについて貸付対象となる。なお、制度融資の申込時に建物が完成している場合や、機械が既に設置されている場合も貸付対象とするが、完成日等から妥当な期間内であることとする。例として、1年前に設置は完了しているにも関わらず、代金未払いが続いたものの支払資金の申込み等はふさわしくない。

Q 建物の建築資金のうち、手付金を既に支払っている場合、この手付金は貸付対象となるか。

A 支払済分は、資金繰りがついているので貸付対象とならない。なお、手付金は支払済でも、中間金、最終金が支払前の場合、中間金と最終金の支払資金は貸付対象となる。

Q 個人事業主において、居所と事業所の所在市町村が異なる場合、運転資金の申込みはどちらの市町村を経由するのか。

A 制度融資の貸付及び保証料補給を受けた個人事業主の経済活動が、事業所の所在する市町村の経済発展に資する観点から、その中小企業者が実際に営業している事業所の所在する市町村経由とする。

個人事業主・法人の区分による経由する市町村は以下のとおり。

・個人事業主：原則実際に営業している事業所の所在地とする。

複数事業所がある場合は、売上高等で主たる事業所を判断し、主たる事業所の所在地とする。

ただし、個人事業主の個人住民税は居所市町村へ納税義務がある観点から、当該市町村間の協議により、居所市町村を経由することも妨げない。

・法人：原則、商業登記簿謄本上の所在地とする。そこで事業を行っていない場合は、実際に事業を行っている事業所の所在地とする。

Q 設備資金の申込みは当該設備の設置場所の市町村を経由するが、設備に付帯する運転資金を同時に申込み場合は、同じ市町村を経由してよいか。

A 設備に付帯する運転資金を同時に申込みの場合に限り、設備資金の申込みと同じ市町村経由とする。

Q 設備資金の場合、見積書に代えて、注文書を添付してもよいか。

A 原則、受注先の見積書の写しとするが、既に注文済の場合には注文書でも差し支えない。

なお、見積書、注文書のいずれの場合も、内容に疑義がある場合は金融機関等を通じ、見積先(受注先)に確認し、内容に間違いが無ければ、確認内容と確認相手を審査担当者が見積書(注文書)に補記し、有効なものとして取り扱う。有効期限切れの場合も同様とする。

このほか、インターネット販売の場合で見積書の取得が困難な場合は、これに代わるものとして設備内容、価格の表示された画面等を印刷したものでも差し支えない。

Q 店舗併用住宅の建築資金の貸付対象金額はどのように判断すればよいか。  
また、その敷地購入資金について申込みがあった場合はどのように判断すればよいか。

A 店舗部分と住宅部分の面積割合等から、店舗部分の貸付対象金額としての妥当性を判断すること。  
なお、この場合、土地取得資金、基礎工事に要する資金等、共用部分にかかる資金については、割合分のみとする必要はなく、全額が貸付対象となる。  
ただし、法人と法人代表者が共同で購入し共同名義となるような場合等、異なる所有者の共同名義となるような場合は、共用部分のうち申込中小企業者が取得する持ち分相当額が貸付対象となる。

Q 許可等が必要な店舗が複数ある場合、許可証等はどのように添付すべきか。

A 複数の許可等を取得している中小企業者の場合、許可等の種類ごとの確認が必要となる。主たる事業所等の許可証等は写しの添付により確認する。主たる事業所等以外の許可証等は融資（あっせん）申込書の宣誓文言により確認し、写しの添付を要しない。この取扱いにより、一定の事務合理化を図りつつ、必要な許可等を取得し適法に事業を行っていることの確認を行う。

事業形態ごとの添付方法は下記のとおりとする。

[事業形態等]	[許可証等の添付方法]
同じ種類の許可等を得て複数事業所で事業を行う場合	主たる事業所分の写しを添付
複数種類の許可等を得て複数事業所で事業を行う場合	許可等の種類ごとの代表的な事業所分の写しを添付
資金使途が特定の事業所に係るものである場合	主たる事業所分に加え、資金を利用する当該事業所分の写しを添付

※主たる事業所とは、原則商業登記簿謄本上の所在地の事業所とし、そこで営業していない場合は実際に営業している場所の事業所とする。代表的な事業所とは許可等を有す事業所の中で、売上高等で最も主だった事業所とする。

なお、「融資（あっせん）申込書の宣誓をもって添付に代える」ことのできるものについても、保証の取扱上、信用保証協会に対し許可証等の写しの提出が必要となることがある。

Q 分割返済（元金均等による月賦返済）とはどのような返済方法か。

A 原則として、1か月ごとの返済で、最終回の返済額（期日返済金額）が毎回返済額の2倍以内となる元金均等分割返済である。

#### (4) 営業履歴

Q 個人事業主について親が行っている事業を、子が引き継ぐ場合、営業履歴は通算してよいか。

A 個人事業主の三親等以内の親族間における経営者の変更においては、変更前と営業履歴を通算する。設問の場合、親の営業履歴を通算してよい。

## 2 中小企業振興資金（短期継続融資枠）

Q 既存制度融資のうち、短期継続融資で借換可能な資金はどのようなものか。

A いずれの制度融資からの借換も可能。ただし、資金の性格により借換することが適さないと判断されるものは借換不可能。

【借換不可能な資金の例】

- ・工事代金等の引当条件で一括返済するもの
- ・設備資金として対応したもの
- ・つなぎ資金等で一時的に対応したもの 等

### 3 中小企業振興資金（創業枠）

Q 中小企業振興資金（創業枠）の貸付対象者と信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者は同じか。

A 異なる。中小企業振興資金（創業枠）の貸付対象者は、「創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証を利用する者」に限られるが、信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者は、限られない。たとえば、個人成りの場合や、事業を営んでいる個人（法人の代表者を含む）が新たに事業を行う場合等は、創業関連保証は利用できないが、一般保証は利用できるため、貸付対象者となる。

### 4 小規模企業発展資金

Q 本制度の対象となる小規模企業者とはどのようなものか。

- A
- (1) 常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）を主たる事業とする事業者にあつては、5 人）以下の会社及び個人であつて、保証対象業種を営む者
  - (2) 常時使用する従業員の数が 20 人以下の会社及び個人であつて、宿泊業又は娯楽業を主たる事業とするもののうち、保証対象業種を営む者
  - (3) 事業協同小組合であつて保証対象業種を営む者又はその組合員の 3 分の 2 以上が保証対象業種を営む者であるもの
  - (4) 保証対象業種を営む企業組合であつて、その事業に従事する組合員が 20 人以下の者
  - (5) 保証対象業種を営む協業組合であつて、常時使用する従業員の数が 20 人以下の者
  - (6) 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が 20 人以下の者

Q 利用金額の制限はどのようなものか。

- A 信用保証協会の利用残高が新規申込分を含めて 2,000 万円までとするものである。（県制度資金以外の協会プロパー保証・市町村制度を含む全額）  
例として、保証協会の利用残高 1,500 万円の場合、500 万円（2,000 万円－1,500 万円）が申込限度額となる。  
なお、信用保証協会の利用残高に長野県以外の信用保証協会の利用残高を含める点に注意が必要。

Q 従業員の数について留意点はなにか。

- A 全くの臨時的な従業員は含まれないが、名目は臨時雇いであっても実質上常雇い的關係にあると認められるものは含まれる。  
また、法人役員、事業主と生計を一にしている三親等内の親族の家族従業員は、従業員に含まない。  
なお、個別の判断については、信用保証協会の判断による。

Q 製造業と小売業を兼業している場合の従業員数の上限はどちらを適用するか。

- A 主たる事業における従業員数を適用する。但し、兼業者の場合の主たる業種の判定は、単に収益の大小ではなく、事業経営全般から判断する。

Q 業種は「日本標準産業分類」に基づいて判断してよいか。

- A 本制度の要件としている「小口零細企業保証」は、信用保険の考え方によって業種を判断しており、本制度も信用保険の判断によるところとする。  
例えば、「測量業」は日本産業分類においては「サービス業」に分類されるが、信用保険では測量業のうち「主として公共関係の測量を行うもの」については「建設業」と見なして取り扱っているなど数多くの例外がある。  
本制度を利用する場合は信用保証協会との事前相談において業種の確認をするなど注意が必要。

## 5 経営健全化支援資金（経営安定対策）

◆印のあるQAは、経営健全化支援資金（特別経営安定対策、物価高対策、関税対策）についても同様の考え方となる。

Q セーフティネット保証の指定期間中に必要な手続はどのようなものか。また、認定書の有効期間（30日）内に必要な手続はどのようなものか。

A 指定期間内に市町村に認定申請を行えば、認定書の発行が指定期間を経過しても有効である。  
また、制度融資の融資あっせん申込書および信用保証委託申込書（以下、融資あっせん申込書等）右上に記載された日付（＝貸付対象者が金融機関に対して制度融資を申し込んだ日）が認定書の有効期間内であれば、融資実行日が認定書の有効期間を経過しても有効である。但し、融資あっせん申込書等の日付とあっせん申込を市町村が収受した日（市町村を経由しない資金は地域振興局）が7営業日を超えるものを除く。

なお、セーフティネット保証の認定を要件とする申込において、認定書の申請とあっせん申込が同時の場合であって、認定書の有効期間の始期（＝認定日）があっせん申込を市町村が収受した日以前の場合は、市町村のあっせん決定日を制度融資申込日として有効なものとして取り扱って差し支えない。

Q セーフティネット保証5号認定を受けて経営健全化支援資金（経営安定対策）を利用する場合、資金使途は不況業種の部分に限られるか。

A セーフティネット保証5号認定を受けた中小企業者の経営の安定に必要な資金であれば、不況業種の部分に限られない。

ただし、非指定業種に属する事業にのみ充てられる資金を除く。

Q 「経済変動等」の「最近3か月」とは、いつの期間か。 ◆

A 4月に申込み場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高等を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。

Q 試算表を作成していない場合、他にどのような書類で売上高等を確認するのか。 ◆

A 原則中小企業者が作成した売上推移表等に、税理士、公認会計士、商工会議所等の指導員の署名、押印がある書類で確認する。税理士等の署名、押印がない場合は、関係機関内での協議の上、当該書類が有効かどうか判断する。

なお、決算後6か月を経過している事業者に求める直近の試算表は、試算表を作成することが困難な場合、売上の推移を確認できる書類でも代用可能としているところだが、これについては税理士等の確認まで必要としない。ただし、あっせん審査において必要と判断される場合は、上述と同様の対応を取ることとする。

Q 「経済変動等」の「収益率」を算出する際に、棚卸を踏まえた厳密な売上原価を算出する必要があるか。

A 厳密に言えば棚卸を踏まえて算出すべきであるが、資金需要期を考慮し棚卸を加味しない収益率算定でも構わないものとする。但し、前年同期との比較の際には同一条件の下で比較すること。

## 6 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）

Q 貸付対象者に規定する「倒産企業」の定義は何か。

A 民事再生、会社更生、破産、銀行取引停止、特別清算、その他の任意整理等を開始した企業を指し、各種手続が開始された段階から資金の利用が可能となる。

なお、セーフティネット保証1号の大型倒産事業者は、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他経済産業大臣が定める事由が生じた事業者と定義されている。

Q 経営向上計画書において、収益性（売上高経常利益率）の増減率を比較する場合個人事業主は申告決算書（収支内訳書）のどの項目で比較すればよいか。

A 専従者給与及び青色申告特別控除前の数字とする。  
具体的には、青色申告決算書では「売上金額」から「売上原価及び経費」を引いた「差引金額」とする。白色申告書では「売上金額」から「売上原価及び経費」を引いた「専従者給与控除前の所得金額」とする。

Q 為替相場の変動の影響について、円安又は円高等の影響が少しでもあり、その中小企業者の全体の売上が5%以上減少していれば貸付対象となるか。

A 為替相場の変動の影響が僅少で、他の要因に拠るところが大きい場合は売上が5%以上減少していても貸付対象とならない。  
また、円安又は円高等の「等」については、輸出入等への円安又は円高の直接的な影響だけでなく、取引先が円安又は円高の影響を受けている等、間接的な影響も含むことを指している。

## 7 経営健全化支援資金（防災・災害対策）

Q 「旅館業を営む者で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする者」の、「設備改修等に係る費用」とは具体的にどのような設備の改修等に係る費用か。

A 次の設備の改修等に係る費用となる。  
【消防法関係】  
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、火災通報設備、避難器具、誘導灯、等  
【建築基準法関係】  
防火設備、防火区画、非常用の照明装置、排煙設備 等

Q 中小企業融資規定実施要領の貸付対象者才の運転資金として、どのようなものが貸付対象となるか。

A 市町村のり災証明書等を取得した被災中小企業者を貸付対象とした資金のため、運転資金の使途としては災害の復旧に直接必要な資金（例えば資材倉庫が流された場合の資材購入、事業所のクリーニング、機械取替後の初期メンテナンス等）が想定されるが、これらの費用に限らず被災した中小企業者が災害から復旧し、通常の営業を再開するために支出が必要な諸費用についても貸付対象となる。  
当該災害の被災状況が余りにも軽微にもかかわらず、過大な額の運転資金を申込み場合や、復旧が済んでから運転資金を申込み場合等は、貸付対象とならない。

Q 火災は災害に該当するか。

A 通常の維持管理の不備の範囲を越えて、社会通念上異常な現象により発生した火災で、市町村がり災証明書等を発行したものであれば災害に該当する。

Q 県外事務所が被災した場合、貸付対象となるか。

A 貸付対象とならない。

## 8 信州創生推進資金（創業支援向け）

◆印のある問答は、中小企業振興資金（創業枠）についても同様の考え方である。  
（ただし、創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証が利用できる場合に限る）

Q 新規開業における「事業開始」の基準はどのように考えたらよいか。◆

A 中小企業者が申込時において、当該事業に着手していることが客観的に明らかであれば、「事業開

始」に該当する。

事業開始日を確認するための書類として法人の場合「商業登記簿謄本」で確認する。

個人事業主の場合は、「開業届」で確認するが、客観的着手を証する、建築確認済証、建築請負契約書、売買契約書又は賃貸契約書、商品売買契約書、商品発注書等で確認することも可能。

なお、個人事業主の場合で、上記いずれかの書類で事業開始日を確認する場合は、申込みの都度、添付される書類により事業開始日を確認すればよく（以降の申込みで同一の書類を徴求する必要は無く）、最初の申込時に客観的着手日により事業開始日を確認した場合でも、その後の申込時には開業日を起算とし5年未満の期間を算出することで差し支えない。

**Q 申込時に創業計画書と収支等計画書のどちらを添付すればよいか。◆**

**A** 事業段階ごとの添付方法は次のとおり。

申込者の区分	事業段階	添付する計画書等
①新規開業予定者	会社設立前、開業届提出前（又は客観的着手前）	◇創業計画書
②新規開業者	会社設立後又は開業届提出（又は客観的着手）後から、売上発生するまでの間	◇創業計画書
	売上発生から決算書を作成するまでの間	◇収支等計画書 売上発生後間もない時点の申込みの場合、信用保証協会にて創業計画書の添付を求められる場合がある。その場合には、創業計画書を添付することとし、収支等計画書は添付不要
	決算書作成後	◇添付不要（決算書を添付）

※「スタートアップ創出促進保証」を利用する場合は、事業段階に関わらず「創業計画書（同保証書定様式）」を添付（ただし、税務申告1期終了以降の者については一部記入省略可）

**Q 事業を営んでいない個人が開業した個人事業（又は設立した法人）は信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者になるのか。**

**A** 貸付対象者アの「新規開業予定者」は、事業を営んでいない個人が開業（又は設立）しなければ貸付対象にならない。

貸付対象者イの「新規開業者」は、以下に該当する場合は信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者となる。ただし、創業関連保証等ではなく、一般保証となり、補給金交付要綱別表2のA区分に該当し、保証料の自己負担が生じる。

- ① 法人代表者が個人事業を新たに開業し、従前と異なる事業を行う（個人成りには該当しない）場合等
- ② 個人事業主が新たに法人を設立し、従前と異なる事業を行う（法人成りには該当しない）場合 等

**Q 事業を営んでいない個人であることを証明する書類は何か。◆**

**A** 源泉徴収票、所得証明等とする。当該書類を揃えることができない場合には、本人作成の経歴書により事業を営んでいない個人であることを確認する。

**Q 信州創生推進資金（創業支援向け）の貸付対象者となる、「最初に当該事業を開始してから5年未満」の法人成り（個人成り）はどのようなものか。**

**A** 法人の場合は、個人事業主として事業を行っている者が、新たに法人を設立し、個人事業の時の

資産や負債を法人に引き継がせて事業を継続していくことをいう。(個人事業主の前に法人で同一事業を営んでいた場合は、その業歴も通算する。)

個人成りの場合は、法人営業時代と事業内容に実質的な同一性がある場合で、法人の資産や負債を個人に引き継がせて事業を継続していくことをいう。(法人の前に個人事業主で同一事業を営んでいれば、その業歴も通算する。)

**Q** 10年間個人事業主で事業を行ってきた者が、法人成りした場合は信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。

**A** 法人成りは個人事業主時代と事業内容等実質的な同一性があり、実質的に創業に該当しないので、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者にはならない。ただし、個人事業主時代と業歴通算して5年未満であれば貸付対象者となる。

**Q** 10年間個人事業主で事業を行ってきた者が、個人事業を継続しつつ、新たに法人を設立し、新たな事業を始めた場合、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。

**A** 個人事業主で行ってきた事業と異なる事業を開始した場合は貸付対象者となる。ただし、事業を営んでいない個人にあたらぬため、補給金交付要綱別表2のA区分に該当し、保証料の自己負担が生じる。

**Q** 事業を開始した日(会社を設立した日)以後5年を経過していないものとあるが、事業を開始した日から5年未満の日に申し、5年経過した後に信用保証協会から信用保証書が発行されるような場合は、貸付対象者となるか。

**A** 県制度資金においては、5年未満の期間に市町村が申込受付していれば貸付対象者となる。ただし、信用保証協会の創業関連保証は、5年未満に信用保証書が発行される必要があり、設問の例では同保証を利用はできないため注意が必要である。

**Q** 個人事業について親から子への代替わりする場合、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。◆

**A** 代替わりは事業内容に実質的な同一性があり、実質的に創業にあらず、業歴が継続しているものと考えられるため、貸付対象者とならない。

なお、事業承継のための資金は、信州創生推進資金(事業承継向け)にて貸付対象者となる可能性がある。また、代替わり前から通算して一年以上の業歴がある場合は、信州創生推進資金(創業支援向け)以外の制度融資の貸付対象者となる。

**Q** 個人事業主が雇用している従業員が当該事務所(事業用資産)を引き継いで新規開業する場合、信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者となるか。◆

**A** 事業に継続性(同一性)がなく、単に居抜き物件での新規開業と同等と考えられる場合は創業支援向け資金の貸付対象者となる。

なお、事業に継続性(同一性)がある場合は信州創生推進資金(創業支援向け)及び中小企業振興資金(創業枠)の利用は不可となる。

**Q** 貸付利率引下げ(△0.1%)の対象となる「県の創業支援施策を受ける者」とはどのような創業支援施策を受ける者か。

**A** 下記のとおり。

対象となる施策の名称	概要
信州アクセラレーションプログラム	公募により選定した企業等を対象に、直面する課題を解決し成長を加速化するプログラムを実施

信州ベンチャーコンテスト (※)	信州大学等と連携し、県内の高校生や大学生ほか、起業に関心のある社会人などがビジネスアイデアやビジネスプランを発表
信州ベンチャーサミット (※)	企業家が資金調達や販路拡大等を目的に、自信の事業構想を発表
地域課題解決型創業支援事業 (ソーシャル・ビジネス創業支援金)	地域課題解決型創業をする事業者を対象に起業に要する経費を助成 (最大 200 万円)
長野県創業支援センター	工業技術総合センターに設置した「創業支援センター」において、技術相談、共同研究、施設利用、経営相談等の支援を行い、創業間もない中小企業の技術力向上と自立化を図る
エンジェル税制	ベンチャー企業の投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う
信州スタートアップ・承継支援ファンド(2号ファンド含む)	創業期の企業、第二創業に取り組む企業、事業承継に取り組む企業、地域経済活性化に資する企業に投資し、県内産業の持続的な発展や新たな産業の創出を図る

※信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットについては、プレゼンテーション発表者が対象

なお、創業支援施策の詳細については、県ホームページを参照されたい。

【掲載箇所】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/keieishien/sangyo/shokogyo/sogyo/oen.html>

(ホーム > 仕事・産業・観光 > 商工業 > 創業支援 > 長野県で創業する方を応援します！)

Q 中小企業融資規程実施要領の貸付対象者工に規定する「主業」の考え方は。

A 今後1年間の売上高または販売数量が最も大きいと見込まれる事業をいう。

## 9 信州創生推進資金（事業承継向け）

Q 中小企業融資規定実施要領の貸付対象者工に規定する「事業承継」とはどのようなものか。

A 中小企業庁が定義する「事業承継の種類（親族内承継、従業員承継、M&A）」のいずれかに該当し、「事業承継の構成要素」を事業者または法人代表者がすべて承継するものをいう。なお、「事業承継の構成要素」とは下記のとおり。

人（経営）の承継	経営権*
資産の承継	株式、事業用資産（設備・不動産等）、資金（運転資金・借入等）
知的資産の承継	経営理念、従業員の技術技能、ノウハウ、経営者の信用、取引先との人脈、顧客情報、知的財産権（特許等）、許認可 等

※経営権の承継とは、議決権の1/2超を事業者または法人代表者が承継し、安定的な企業経営ができる状態を指す。

Q 本資金の対象外となる「単なる不動産売買」とはどのようなものか。

A 以下の全てに該当する場合を指す。

- ① 最終契約書として不動産売買契約書のみを締結し、株式、事業及び営業権の譲渡を伴わない場合。
- ② 常時使用する従業員の引継ぎを伴わない場合。
- ③ 申込人が賃貸物件としてのみ利用するため購入する場合。

Q 事業承継資金の資金使途はどのようなものか。

A 具体的な資金使途例は下記のとおり。

【設備資金】

- ・事業承継元企業からの土地・建物等、設備の取得
- ・営業権(のれん代)、株式その他有価証券の取得(但し、原材料の安定確保、販売先の確保等当該

中小企業者の経営の維持、拡大に必要と認められる場合に限る。)

- ・事業承継後の事業拡大に必要な建物の改修、設備の取得

**【運転資金】**

- ・税理士、司法書士又は弁護士の報酬、登記費用等事業承継の手続き等に要する経費
- ・事業承継後の事業拡大に必要な仕入れ、賃金その他の経費

**Q 事業承継した日の起算日はどのように確認するのか。**

A 事業承継の日は、下記のような「客観的に確認できる書類」に記載された日付で判断する。

**【法人の場合】**

- ・「商業登記簿謄本」の代表者変更日
- ・「株式譲渡契約書」の株式譲渡日
- ・「事業譲渡契約書」の事業譲渡日 等

**【個人の場合】**

- ・「開業届」の開業日（税務署の収受が確認できるもの）
- ・許認可等に係る変更申請書の許認可地位の譲渡日（行政庁の収受が確認できるもの）
- ・「事業譲渡契約書」の事業譲渡日 等

**Q 経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証とはどのようなものか。**

A 事業承継にかかる資金（株式取得等）に対応するための保証制度。事業承継のケースにより、保証対象者や資金使途等が異なるため、4つの保証制度が用意されている。

また、いずれの保証を利用する場合も、あらかじめ「経済産業大臣の認定」を受ける必要がある。（認定事務は都道府県知事が行う。）

保証制度名	保証対象者（※）	想定事例（一例）
経営承継関連保証	会社または個人である 中小企業者	代表者交代後に、会社が前代表者名義の株式等を取得
特定経営承継関連保証	中小企業者の代表者	代表者交代後に、新代表者が前代表者名義の株式等を取得
経営承継準備関連保証	会社または個人である 中小企業者	A社の事業をB社が譲り受ける際に、B社がA社の株式等を取得
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人	社内の世代交代の際に、代表就任予定の従業員が現代表者の保有する株式等を取得
経営承継借換関連保証	3年以内に事業承継を予定する、会社である中小企業者	事業承継前の経営者保証付き融資の借換を実施 ※経営者保証は不要

※経済産業大臣の認定が必要（認定事務は都道府県知事が行う）

**Q 事業承継特別保証とはどのようなものか。**

A 以下の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者が対象となる。

- （1）保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する法人
- （2）一定期間内に事業承継を実施した法人
- （3）次の①から④の要件を全て満たす法人

①資産超過であること ②EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと

また、当該保証の特徴としては、プロパー借入を含む既往借入金の借換が可能な点や、保証人を徴求しない点、専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合に保証料率が軽減される点が挙げられる。

なお、当該保証を県制度資金として利用する場合には、同資金の経営承継借換関連保証を利用する者も含め、保証付き融資全般の借換が可能である。

## 10 信州創生推進資金（成長支援向け）

Q モニタリング強化型特別保証の要件である融資後のモニタリング報告書は、県に対して提出する必要があるのか。

A 県に対しての提出は不要。（金融機関及び信用保証協会に対しては必要。）

## 11 信州創生推進資金（省力化投資向け）

◆印のある問答は、信州創生推進資金（事業展開向け）、信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）についても同様の考え方である。

Q 補助金の交付決定を受けて制度資金を利用する場合、必要額の全額の申込が可能なのか。 ◆

A 補助金対象事業費（補助金の事業計画書にて確認する）の内、補助金受給予定額を差し引いた自己負担部分についてのみ、制度資金の申込が可能。

なお、以下についても留意が必要。

①補助金受給予定部分の補助金が交付されるまでの「つなぎ資金」については、本資金の対象とならない。（中小企業振興資金（一般）等を1年未満で利用する場合に限り利用が可能。）

②補助金の交付申請時に見積書等の資料を提出し、その後、設備等の導入時に見積書の金額に変更があった場合でも、補助金受給予定額に変動がない場合は、変更後の見積書の金額から補助金受給予定額を差し引いた自己負担部分について、制度資金の申込が可能（補助金の変更承認は不要）。ただし、変更となる補助対象事業費のうち、補助金の交付申請時に見積書等の資料の提出しない資金（運転資金等）の場合は、既に交付決定を受けた補助金の事業計画書に記載された数値を基に申込を行う（変更をする場合には補助金の変更承認を経ることが必要）。

③補助金の事業計画書の記載が税抜き価格である場合、必要となる消費税部分も含めた税込み価格が制度資金の利用対象になる。

Q 本社が所在する市町村とは異なる市町村に所在する事業所に設備を導入する場合、どちらの市町村に先端設備等導入計画の申請を行う必要があるのか。

A 実際に設備を設置する市町村に先端設備等導入計画の申請を行い、認定を受ける必要がある。

Q 中小企業融資規定実施要領の貸付対象者ウの対象となる設備とはどのようなものか。

A ○ AI（人工知能）

人間の使う言語の理解や、データ・経験から論理的な推論、学習を行うプログラムやソフトウェア。

○ IoT（モノのインターネット）

複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種の情報・データ（ビッグデータ）を活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④分析（アナライズ）のうち、いずれか1つ以上を行うもの。

○ ロボット

人の代わりに何らかの複数の作業工程を自動的かつ連続的に行う（例えば、同じ材質の部材に穴を開ける作業においても2箇所以上連続して行うなど）機械装置。（単一の動作だけを行う機械装置や、人間が仲介し操縦者が機械装置に搭乗する機械装置は対象としない）。また、手動操作であってもパワードスーツや、移動端末であるドローン、自動車や船舶や航空機など乗り物全般の自動操縦技術（一般に「オートパイロット」と呼ばれるもの）はロボットに含まれる。

○ その他

長野県デジタル化一貫支援サイトの「ソリューション一覧」に掲載のITツール等

## 12 信州創生推進資金（事業展開向け）

Q 「新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね 20%以上を占めるものであること」とあるが、これは初年度から達成できていなければならないか。

A 初年度から達成することは要しない。3年以内に達成できる計画となっている必要がある。

Q 中小企業等経営強化法の経営革新計画の承認を受けている中小企業者において、承認時の資金計画と資金申込時の資金計画が一致していない場合、申込みは可能か。

A 承認を受けた経営革新計画の資金計画と資金申込時の資金計画は一致していなければならないので、申込みは不可能（以下のような軽微な変更と認められる場合は除く）。変更計画の承認を受けた後に申込みすること。

【軽微な変更と認められる例】

- ・計画書別表3における、各年の金融機関からの資金調達額の2割を超えない増額

## 13 信州創生推進資金（IT 産業向け）

Q 既存事業からの転換や新分野への進出であることが必要か。

A 必ずしもその必要はない。既存事業の延長であったとしても、要件に合致すれば対象となる。

## 14 信州創生推進資金（地域活性化向け）

Q 「からだに優しい食品」及び添付書類はどのようなものか。

A 国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした「保健機能食品制度」の対象である以下の食品。

食品名	添付書類
特定保健用食品	許可書
機能性表示食品	・届出書の写し ・届出番号のわかる資料（Web ページ）
栄養機能食品	特定の栄養成分を含むものとして厚生労働大臣が定める基準を満たしていることが確認できる書類

Q 「障害者、高齢者等に配慮した傾斜路等の設備、また、これらと併せた建物の整備をする者」について、建物新築の際に当該設備を設置する場合は該当となるか。

A 既に設置している設備を障害者、高齢者等に配慮したものに整備する場合を対象としており、新築建物に当該設備が含まれていた場合は、建物の建築費から分離できる場合に限り、当該設備に関する部分のみ対象とする。なお、その際の貸付期間は10年以内になる。

Q 中小企業融資規程実施要領の貸付対象者ウ（ウ）に規定する「観光需要に対応するための環境整備」とはどのようなものか。

A 観光需要に対応するための、Wi-Fi 環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等である。

## 15 信州創生推進資金（企業立地向け）

Q 既存工場の増築・増設は貸付対象となるか。また、自社で利用する駐車場を工業団地内で購入する場合は貸付対象となるか。

A 増築・増設はどちらも貸付対象となる。

また、工業団地内の工場等で生産活動を行うために必要となる場合で同じ工業団地内に駐車場を購入する場合は貸付対象となる。

Q 工場等の取得資金は貸付対象となるか。また、工場等を取得した場合の改修費用は貸付対象となるか。

A 取得資金は貸付対象となる。改修費用については、改修費用が建物として固定資産計上できるものであれば、貸付対象となる。

Q 「設備の取得に要する費用の1千万円以上」は申込額が1千万円以上必要か、それとも全体の計画額で1千万円以上あればよいのか。

A 全体の計画額で1千万円以上あればよい。但し、一連の計画であることが必要。

Q 「ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転等を行おうとする者」について、事業認定対象業種は何か。

A 情報サービス業、インターネット付随サービス業、若しくはその他知事が認める事業が事業認定対象業種となっている。

なお、ICT産業立地助成金の事業認定を受けることが貸付要件となっているため、まずは事業認定対象となることの確認が必要である。

## 16 信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

Q 事業転換又は新規参入した日はどのように確認するのか。

A 事業計画書の日付で確認する。ただし、その日付に疑義がある場合はそれを説明する書類を求められることもある。

なお、事業転換又は新規参入した日とは、新たな事業に着手したことが客観的に明らかになった日とし、定款の変更、当該事業に係る建物等の建築、製品の製造開始、商品等の仕入れ、サービスの提供開始など、具体的事実がある時点とする。

ただし、固定価格買い取り制度を利用した「売電事業」を事業目的として、新たに法人を設立した場合は、設立した日を新規参入した日とする。

Q 製造する部品（例えば他の機械でも利用できるねじなど）を当該分野に提供する中小企業者は貸付対象者となるか。

A 汎用性のある部品を提供するだけでは貸付対象者とならない。

当該分野での利用に特化した部品・製品の製造・販売及びサービスの提供などを行う場合は貸付対象者となる。

Q 固定価格買取制度を利用した「売電事業」を行う場合、信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付対象となるか。

A 売電事業を行う場合は信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）の貸付対象となる。なお、節電のために自社利用する場合も、節電・省エネルギー対策に係るものとして、同資金の貸付対象となる。

Q 資金名に「ゼロカーボン」とあるが、具体的にどのような者が貸付対象となるのか。

A 二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や、環境・海洋汚染対策のために、プラスチックストローを製造している事業者が紙製ストロー製造に進出する場合など、脱炭素社会づくりに資する取組を行う事業者を貸付対象者の「環境・エネルギー関連分野」にて幅広く対象とする。

Q 貸付対象者イ（節電・省エネルギー対策）においてLED照明の新規導入は貸付対象となるか。

A 既存照明設備からLED照明への切り替えを貸付対象としているため、既存照明からの切り替えを伴わない新規導入は貸付対象とならない。  
なお、既存照明設備への照明反射板の新規導入は貸付対象となる。

Q 貸付対象者イ（節電・省エネルギー対策）において運転資金はどのような場合に利用できるか。

A 節電・省エネルギー対策のための資金は、設備導入に伴う資金であるため設備資金での申込みが基本であるが、固定資産計上されない設備を導入する場合は運転資金での申込みとなる。  
なお、本資金を利用する場合は運転資金であっても見積書等の提出が必要となる。

Q 「資金回収まで相応の期間を要する者」の再生可能エネルギー発電事業に太陽光発電が含まれないのはなぜか。

A 太陽光発電事業は、資金需要が発生してから資金回収まで比較的短期間で実施できる事業であることから対象としない。

Q 航空宇宙産業に係る製品とはどのような製品か。

A JISQ9100、Nadcap等、品質保証制度の認証取得が必要となるような、航空宇宙産業特有の品質保証を求められる製品とする。

Q 次世代自動車とはどのような製品か。

A EV(電気自動車)やHV(ハイブリット)、PHV(プラグインハイブリット)、FCV(燃料電池自動車)など。

## 17 経営改善サポート資金

Q 事業計画書は、最近何か月以内に策定したものであれば申込可能となるか。

A 申込日の概ね3か月以内に策定したものであれば申込可能となる。  
なお、それ以前に策定した事業計画書であっても、概ね3か月以内に修正した計画書又は計画が現況（計画の実施状況）とかい離していないことを確認した場合は、その事業計画書で申込可能とする。（現況の説明は求める。）  
また、計画が現況とかい離しているものにあっては、修正のうえ申込みことも可能とする。

Q 「認定支援機関」とは具体的にどのような機関か。

A 産業競争力強化法に規定する認定支援機関であり、具体的には中小企業再生支援協議会等である。  
なお、中小企業経営力強化支援法に規定する「認定経営革新等支援機関」（認定された税理士や金融機関等）とは異なる点に注意。「認定経営革新等支援機関」の策定した事業計画書に基づき本資金を利用する場合には、経営サポート会議による検討に基づき作成された事業計画書等であることが必要。